

平成24年2月3日
厚生委員会・報告事項
資料NO. 7-② 保育課

国分寺市立ひかり保育園 公設民営化ガイドライン

平成24年1月

国分寺市立ひかり保育園公設民営化ガイドライン作成検討会

1. ガイドラインの理念

国分寺市立ひかり保育園（以下「ひかり保育園」と言います。）の公設民営化に当たっては、子どもの最善の利益を最優先します。

2. ガイドライン作成の趣旨

このガイドラインは、ひかり保育園の公設民営化の円滑な実施に関し、必要な事項を定めるものです。作成に当たっては、国分寺市の公立保育園の園長、保育士、看護師、栄養士及び子ども福祉部保育課保育係職員のメンバーで構成された「国分寺市立ひかり保育園公設民営化ガイドライン作成検討会」により平成23年6月から議論を行いました。このガイドラインは、より良い公設民営化を進めるための基本のルールであり、指針となるものです。

3. ガイドラインの効力

このガイドラインは、ひかり保育園の公設民営化について適用します。

4. 十分な情報提供

ガイドラインの策定後、ひかり保育園の保護者及び市民に対し、広く情報提供するとともに説明会を開催します。

5. 公設民営化について

公設民営化とは、保育園の設置は市が行い、運営を社会福祉法人等の民間事業者に委託することです。

6. 公設民営化後に行う保育サービス

現在のひかり保育園で行っている保育、延長保育、障害児保育及び地域への子育て支援事業を実施します。産休明け保育については新たに実施し、延長保育時間の拡大、一時保育、病後児保育等の保育事業は、ひかり保育園保護者、市、委託事業者の三者にて保育園の運営が軌道に乗ったことを確認し、民営化後6ヶ月を経ってから十分な協議をした上で、新規事業の実施に差し支えないと判断された後に導入します。

7. 委託事業者の公募条件

ひかり保育園の保育を円滑に引き継ぐことができる委託事業者を選定するため、東京都の保育制度を深く理解し、認可保育園の十分な運営実績や信頼のある社会福祉法人、学校法人、NPO法人、日本赤十字社、公益社団（財団）法人、特例社団（財団）法人又は医療法人を対象とします。また、多くの事業者に応募していただくため、広く情報提供を行い、応募期間を2ヶ月程度確保します。

8. 選定

(1) 組織

選定に当たっては、部長職・課長職で構成する組織「（仮称）国分寺市立ひかり保育園委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）」を設置します。また、国分寺市の公立保育園の園長、保育士、保健師又は看護師、栄養士及び子ども福祉部保育課保育係職員のメンバーで構成した「（仮称）国分寺市立ひかり保育園委託事業者選定委員会専門部会（以下

「専門部会」といいます。)を選定委員会の下部組織として設置し、保育に関わる学識経験者2名(うち1名はひかり保育園保護者の会が大学等を推薦できる。)及び応募事業者の財務諸表を確認するために専門家から意見聴取をします。

(2) 委託事業者の選定基準

選定に当たっては、以下の点を重視した選定基準を作成します。また、作成に際しては、審査コンセプト(選定基準の方向性を示したもの。)を保護者の意見を取り入れ作成します。

【保育の理念】

- ① 保育園を運営するにふさわしい保育理念及び保育の基本方針を持っていること。
- ② 宗教、特殊な教育方針等の偏った信条を持たないこと。

【運営主体としての適性】

- ③ 保育園を継続的に運営でき、財務面においても安定性があること。
- ④ 人材育成に意欲的に取り組んでおり、具体的な育成の仕組みを構築していること。
- ⑤ 当該法人の持つ地域的特性、状況等に関わらず、円滑な引継ぎができること。

【保育内容】

- ⑥ 子どもの発達に見合った保育及び子ども中心の保育を実施していること。
- ⑦ 国分寺市の公立保育園の保育水準を満たし、保育内容(現在の国分寺市立ひかり保育園が行っている保育)の継承ができること。
- ⑧ 給食の自園調理、食物アレルギー対応等、園児の食育に対して国分寺市の公立保育園と同等又はそれ以上の認識を持って、対応できること。
- ⑨ 障害児保育及び地域への子育て支援の実績があること。

【園の運営と評価】

- ⑩ 園運営に職員の意見が反映されていること。
- ⑪ ひかり保育園保護者会及び国分寺市保育園保護者の会連合会に理解があり協力的であること。
- ⑫ 今後の保育事業拡大に将来的に対応できること。
- ⑬ 第三者評価を受審し、その結果をもとに園の運営を定期的に検討すること。

【職員配置】

- ⑭ 雇用条件が安定し、質の高い職員を確保でき、年齢・経験のバランスを考え、国分寺市の公立保育園と同水準の職員配置ができること。園長については、保育士資格を有し十分な保育経験があること。

【その他】

- ⑮ この選定基準の変更を行う場合には保護者と十分な協議を行います。

(3) 選定の実施方法

選定に当たっては、一定の水準(現在のひかり保育園の園運営を引き継ぐことが出来る保

育水準)を満たした事業者の中から相対的な優位者を選定します。また、選定の過程では次のことを実施します。

- ① 書類審査
- ② 理事長、代表者等の経営責任者及び園長候補者等の面接
- ③ 施設の実地調査及び日常の保育状況の確認
- ④ 研修、職員会議等に関する実績及び記録の確認
- ⑤ その他専門部会の意見に基づき選定委員会が必要と判断すること。

(4) その他

応募事業者の保育内容が「(3) 選定の実施方法」の一定の水準を満たさない場合は、委託事業者決定まで現状の公設公営を継続します。

9. 委託事業者の決定及び発表

委託事業者については、選定委員会がこのガイドラインに基づき作成した選定基準により候補者を選定し、市長が決定します。委託事業者は決定後速やかに（遅くとも公設民営化移行の1年前まで）発表します。公表はひかり保育園の保護者だけでなく広く市民に対して行います。

10. 引継ぎ

- ① 事業の引継期間は最低1年間とし、子どもへの影響を最小限にするため、市職員と委託事業者が実際に協同の保育を行う期間を開園前3ヶ月程度確保します。
- ② 専門職（保健師又は看護師、栄養士）の引継ぎを、①に準じて行います。
- ③ 継続就労の希望のあるひかり保育園非常勤職員について、市は委託事業者に対し継続雇用の協力要請を行います。
- ④ 委託事業者の職員が、一人ひとりの子どもの様子などをきめ細かい部分まで把握することができるよう、ひかり保育園保護者、市（ひかり保育園職員、保育係など）、委託事業者の三者による協議を実施します。移行後も必要に応じて継続して実施します。
- ⑤ 委託事業者に対して円滑な移行に必要な支援及び調整を行います。また、必要に応じ改善、指導を実施します。

11. 移行後の市の責任

- ① 移行後も、実施園での保育がスムーズに行われるよう職員の派遣を実施します。職員の派遣期間は、開園後3ヶ月を目安とし、ひかり保育園保護者、市、委託事業者による十分な協議の上派遣を終了します。
- ② 園の運営、保育内容等については、市が引き続き監督及び指導を行います。また、問題が起こった場合は、委託事業者と協力し市が責任を持って解決に当たり、ひかり保育園保護者へ十分な説明を行い、保護者の理解を得ます。
- ③ 市は、委託事業者に対し研修の提供、人材育成等の保育の質の維持向上についての支援を積極的に行います。
- ④ 市は、ひかり保育園の保育内容を継承するため、公立保育園の園長会議、看護師会、栄養士会、担任連絡会、障害児委員会等の会議に委託事業者職員が積極的に参加すること及び他の公立保育園との交流保育も実施します。

- ⑤ 保育内容及び保育の質に関してひかり保育園保護者アンケートを含めた評価を定期的を実施します。
- ⑥ 苦情解決の仕組みとして「第三者委員」の設置を委託事業者に義務付けます。
- ⑦ 委託事業者に福祉サービスの第三者評価を受けるよう義務付け、評価されたものを公開します。
- ⑧ 保護者アンケート及び第三者評価の実施結果により、委託事業者が保育事業を継続することが困難と市が判断した場合は、再度委託事業者を公募します。
- ⑨ 天災その他不測の事由等により、委託事業者からひかり保育園の運営を継続することができない旨の申し出があった場合は、市が責任を持って園の運営を継続し、質を低下させないように対応します。

ひかり保育園公設民営化事業者選定スケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
選定関係	民営化 ガイドライン 策定	募集要項作成		募集開始	応募期間		1次審査	2次審査	3次審査	協定締結		
選定委員会		設置	報告	審査基準作成		報告		報告	面接	内定		
専門部会		設置	審査コンセプト作成	審査基準検討		報告		書類 審査	面接	現地調査	市長 報告	
財務関係 有識者意見聴取								作業				
保育関係 有識者意見聴取								依頼				
保護者	説明会	依頼	審査基準意見聴取			事業者選定意見聴取			説明会			決定 説明会
議会		審査 コンセプト 意見聴取										選定結果 報告
その他						公募関係 報告			選定状況 報告			
			ガイドライン市民説明会 応募事業者事前説明会		応募事業者 説明会							